

仕 様 書 等 回 答 書

令和6年9月9日

回答に係る業務委託名	開成山屋内水泳場競技リザルトシステム等賃貸借及び保守業務 (長期継続契約)
------------	--

No.	質問事項	回答内容
1	世界的な半導体不足や新型コロナウイルス、自然災害等の影響など、受注者の責によらない理由で納期が遅延した場合ペナルティーは無く、賃貸借開始日の変更等の協議には応じて頂けますか。	やむを得ない事由により納期が遅延する場合の対応は、双方協議のうえ決定します。
2	納期に間に合わない場合は、代替品の提供は必要でしょうか。	やむを得ない事由により納期が遅延する場合は協議により対応を決定するため、一時的に代替品を使用することもあり得ます。
3	過去に予算削減及び自然災害により、実際に解約又は変更等を実施されたケースはありますでしょうか。その際に解約規定損害金のお支払いは可能でしょうか。	過去に契約を解約したことはありません。 仮に市の責により契約解除となる場合で、かつ契約書の規定に該当する場合は、その損害の賠償を請求することができます。
4	本件賃貸借期間終了後の撤去費は受注者負担でしょうか。また、撤去時は1カ所に纏めていただけますでしょうか	撤去費用は受注者負担です。 今回の対象物品は1カ所に設置する予定であるため、撤去時に改めて物品を移動する必要はないと考えています。
5	本件賃貸借期間終了後のデータ消去費は受注者負担でしょうか。データ消去が必要な場合は、証明書の発行が必要でしょうか。また、作業は弊社提携業者のヤード内での作業で宜しいでしょうか。	データ消去に係る費用は受注者負担です。 なお、個人を特定する情報を取り扱うものではないため、破壊等の必要はありません。 また、消去したことの第三者の証明も求めませんが、データを消去したことが分かる書類を市に提出してください。
6	契約書の雛形の開示は可能でしょうか。	契約締結に際し、落札者の決定後に落札者へ別途お示しします。
7	仕様書6 (4) 賃貸借物品の動産総合保険付保 動産総合保険付保について、対象機器の修繕費が保険適用となった場合、その保険で保証された額を超過する場合は、その差額は発注者が負担するということでしょうか。	差額は受注者の負担となります。
8	仕様書6 (3) 賃貸借物品の保対応 ・現状 保守管理業務は、指定管理 日本水泳振興会様で実施されておりますが、それとは別に保守管理するということでしょうか。 ・保守対応時間は、夜間は何時まででしょうか。 ・保守対応時の報告書の雛形は、自社で雛形でもよいでしょうか。	1点目の通常の保守管理については、指定管理者が実施します。物品の不具合等が発生した場合には、仕様書に基づき受注者において不具合状態の解消のための対応をしていただきます。 2点目については、仕様書においては「必要に応じて」と記載しています。したがって、本システムを利用する大会等の前に不具合が生じた場合は、休日や夜間であっても対応していただきます。

		3点目については、任意の様式を使用して いただいて構いません。
9	仕様書7 (4) 「賃貸人は、業務の全部又は、一部を 第三者に再委託してはならない。但し あらかじめ書面により発注者の承認を得 たときは、この限りではない」とありま すが、メーカーのセイコータイムクリエ ーションに委託は可能ですか。また、再 委託の承認依頼時期はいつでしょうか。	再委託は、但し書きにあるとおり発注者の 承認を得た場合は可能です。承認依頼の時期 については、受注者が再委託先と委託契約を 締結する前です。
10	入札提出書類に「設計書」「内訳書」 が添付されておりますが、入札書は当社 書式でまた、内訳書がなくても宜しいで しょうか。	入札書及び委任状等の入札に必要な書類に ついては、入札参加資格確認通知の際に併せ て送付します。 今回の業務の入札にあたっては、内訳書の 提出は不要です。